



消費生活センターからのお知らせ

出張講座をご利用ください

消費者被害の実態や悪質商法の手口、見守りのポイント、子ども向けの消費者教育などをテーマに消費生活相談員が出張講座を実施しています。5人以上の集まりが対象で、費用は無料です。お気軽にご利用ください。



出張講座問合せ先

電話：03-3711-1133

メールマガジンを配信しています

消費生活センターに寄せられている契約トラブルや悪質商法の事例、子どもを事故から守るための情報など、月に3回程度お届けしています。



ぜひご登録ください。



はい 消費生活相談です

小学生の子どもが オンラインゲームで 高額課金していた!

Q

小学生の子どもが、オンラインゲームで35万円も課金していることがわかった。高額で払えない。どうしたらよいか。

A

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、民法では「未成年者契約取消権」によってその契約を取り消すことができることとされています。しかしオンラインゲームでは、未成年者が契約したことを証明することは難しく、必ず取消されるとは限りません。今回のケースはプラットフォーム事業者と交渉の結果、未成年者契約の取消しが認められました。



めぐニャンからの アドバイス

コロナ禍の影響で自宅で過ごす時間が長くなり、小・中・高校生によるオンラインゲームの課金の相談が寄せられています。

トラブルを防ぐには、

- ・ゲームの遊び方や課金についてのルールを家庭内でよく話し合しましょう。
- ・子ども用のアカウントを作った上で、ゲーム機などに搭載されたペアレンタルコントロール機能*を使って課金を制限すると有効です。
- ・保護者のスマホ端末等を子どもに利用させる場合、端末内のクレジットカード情報やキャリア決済の設定、アカウントの設定など事前に確認しておきましょう。
- ・子どもが遊んでいるゲームの内容や課金の仕組みを保護者も理解し、クレジットカードの管理にも気を付けましょう。
- ・子どもが保護者の許可なく課金をしてしまった場合は、消費生活センターなどへ相談してください。

*ペアレンタルコントロール機能

ゲーム端末やOSによって、あらかじめ利用できる機能に制限をかける設定が可能です。

シグナル113号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行 目黒区消費生活センター
 (目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)
 〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
 TEL：03-3711-1133 FAX：03-3711-5297

目黒区 消費生活

検索

